



青森県報

第十九百四十三号

平成十三年十一月五日(月曜日)

目次

告示

○地籍調査事業計画………(農村整備課)………

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示………(文化・スポーツ振興課)………

○争議行為の通知の公表………(労政・能力開発課)………

○県営土地改良事業計画変更の決定………(農村整備課)………

出先機関

○土地改良事業の工事の完了………(水産事務所)………

○平成十三年十月二十六日定例公告中………(経営振興課)………

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市 大字小沢字前沢、井沢	平成十三年十一月五日から平成十四年三月二十日まで	青森県知事 木村守男

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成十三年十一月五日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百九十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第二百八十号)第六条の三第二項の規定により、平成

十三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示す

- 1 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 考古4』制作業務委託一式
 2 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 近世4 南部1(盛岡藩領)』制作業

務委託一式

3 平成十四年度刊行『青森県史 資料編 近現代2 日清・日露戦争期の青森県』

制作業務委託一式

4 平成十四年度刊行『青森県史 自然編 生物』制作業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部文化・スポーツ振興課
青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十三年九月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

川口印刷工業株式会社青森営業所

青森市中佃二丁目二の四

六 契約金額

一の1から4の制作業務委託について、契約金額は次のとおりである。

1 九百四十五万円

2 七百三十五万円

3 五百八十七万四千七百五十円

4 九百九十七万五千円

七 契約の相手方を決定した手続

一の1から4の制作業務委託それぞれについて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十三年八月十七日

争議行為の通知の公表

青森市大字大野字山下一四三の七に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施

行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十三年十一月五日

青森県知事 木村守男

一 争議行為の目的

賃金引上げ、年末一時金獲得、大幅増員と夜勤協定締結、完全週休一日制の導入等

二 争議行為をなす日時

平成十三年十一月七日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

黒宮土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、津軽北部地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）計画を変更したので、同

条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月五日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年十一月六日から同年十一月四日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

木造町役場
車力村役場
柏村役場
稻垣村役場

出先機関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法
律第百九十五号）第一百十三条の二第二項の規定により公告する。

平成十三年十一月五日

西地方農林水産事務所長 熊谷 宏

地区名	県営土地改良事業の名称	年工事完了日
牡丹田	茂平堤	平成二年三月三〇日
"	一般農道整備	平成二年三月三〇日
"	ため池等整備	平成二年三月三〇日

正

誤

経営振興課

第一成 九年三 月三〇 号	発行年 月 番号
公 告	区 分
四	ペ ー ジ
下 段	行
元	誤
神田錦町	正
中瀬	正